

一般社団法人 日本作業療法士協会
生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程

2020年11月28日

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、作業療法士学校養成施設を対象に、学内教育および学外教育（MTDLPを活用した診療参加型実習の方法で行う作業療法臨床実習（以下、作業療法参加型臨床実習））における生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）教育を普及・啓発・推進するため、本会が一定の基準を設けてMTDLP教育に寄与できる作業療法士学校養成施設の審査・認定を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 本規程において「MTDLP推進協力校」とは、MTDLP教育に必要な教員数と講義内容・時間数、作業療法参加型臨床実習を有し、MTDLPに関する学内教育および臨床実習を積極的に取り組んでいると本会が認定し、第7条に定める認定の手続きにより認定証を交付された作業療法士学校養成施設をいう。

2 本規程において「MTDLP推進協力強化校」とは、MTDLP教育に必要な教員数と講義内容・時間数、作業療法参加型臨床実習を有し、MTDLPに関する学内教育および臨床実習を積極的に取り組んでおり、且つ、MTDLP教育の特筆すべき取り組みがあると本会が認定し、第7条に定める認定の手続きにより認定証を交付された作業療法士学校養成施設をいう。

(本会の役割)

第4条 本会は、MTDLP教育を担う作業療法士学校養成施設の組織的な指導体制の構築と教員および臨床実習指導者の知識や技術を高めるための支援を積極的に行う。

2 本制度の整備・改正に関する必要な業務は、教育部（養成教育委員会）がこれを行う。

3 MTDLP推進協力校およびMTDLP推進協力強化校認定の認定審査に関する必要な業務は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第5条 本制度の整備・改正は、教育部（養成教育委員会）が起案し、理事会の議決を経

てこれを行う。

2 教育部（養成教育委員会）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（認定の要件）

第6条 MTDLP 推進協力校認定の要件を、MTDLP 推進協力校認定制度規程細則により定める。

2 MTDLP 推進協力強化校認定の要件を、MTDLP 推進協力校認定制度規程細則により定める。

（認定の手続き）

第7条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の手続きは、認定を希望する作業療法士学校養成施設の代表者が、申請書類および申請年度の MTDLP 教育内容のシラバスを本会事務局に送付することによって始まる。

2 書類審査は、教育部教育関連審査委員会内に設ける MTDLP 推進協力校認定班がこれを行う。

3 認定においては、MTDLP 推進協力校認定班の審査結果に基づき、理事会の議決を受けなければならない。

4 本会は、認定を受けた作業療法士学校養成施設に認定証を交付する。

（情報公開）

第8条 本会は、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校として認定された作業療法士学校養成施設名等を公開する。

2 公開する範囲は、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

（有効期間）

第9条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の有効期間は、認定証に記された4年間とする。

2 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、有効期間内に認定更新審査を受けることとする。

3 申請要件に変更が生じた MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、速やかに認定更新審査を受けなければならない。

（MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校表示の使用許可）

第10条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、各作業療法士学校養成施設のホームページやパンフレット等にその旨を記載して構わないものとする。ただし誇

大広告とならないことを各作業療法士学校養成施設の義務とする。

(更新方法)

第 11 条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校の更新は、認定されている有効期間内に更新申請書を用いて更新手続きを行うものとする。

(MTDLP 推進協力校連絡会)

第 12 条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校間の情報交換を促進するため、本会教育部養成教育委員会 MTDLP 教育推進班が事務局となり、MTDLP 推進協力校連絡会を開催する。開催頻度、協議および情報交換の内容などは MTDLP 推進協力校連絡会での検討によって決定する。

(認定の取り消し)

第 13 条 本会は、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定施設が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す。

- (1) MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定施設が認定の取り消しを本会に申し出たとき。
- (2) 申請書類に虚偽があったとき。
- (3) 本会理事会において、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校と認定を受けている作業療法士学校養成施設として適格でないと判断されたとき。

(規程の変更)

第 14 条 この規程の変更を必要とする場合は、養成教育委員会での決議を経て、理事会の承認を得て定めるものとする。

附則

1 この規程は、2020 年 11 月 28 日から施行する。

一般社団法人 日本作業療法士協会
生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程細則

2020年11月28日

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程の施行にあたり、必要な事項を定める。

(認定要件)

第2条 生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）推進協力校の認定要件は、次の各号のすべてを満たしていることとする。

- (1) WFOT 認定校であること。
- (2) 専任教員が6名以上在籍し、全員が日本作業療法士協会および各都道府県作業療法士会の会員であること。
- (3) MTDLP 概論・模擬事例演習を実施していること。
- (4) 各都道府県作業療法士会主催の MTDLP 研修会に協力していること。
- (5) 臨床実習（4週間以上の臨床実習）で MTDLP の利用を推進していること。
- (6) 専任教員が MTDLP 研修を履修していること。

2 MTDLP 推進協力強化校の認定要件は、次の各号のすべてを満たしていることとする。

- (1) MTDLP 推進協力校の認定要件をすべて満たしていること。
- (2) 自校の養成教育課程の中で MTDLP 教育推進に関し、次のイ～ホのいずれかに該当するモデル的な取り組みを行っており且つその内容や成果を他の作業療法士学校養成施設へ伝えるべく学会等で発表していること。
 - イ MTDLP に基づく臨床実習を養成施設の実習方針に掲げて実施している
 - ロ 地域貢献や地域連携を取り入れた授業を行っている
 - ハ MTDLP の考え方を学生に伝えるために授業を工夫している
 - ニ MTDLP 教育の効果に関する調査研究を行っている
 - ホ その他 MTDLP 教育推進に資する特筆すべき取り組みを行っている

(申請手続き)

第3条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は以下の書類を本会に提出する。

- (1) MTDLP 推進協力（強化）校認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意だが、MTDLP に関連する科目名あるいは講義名・演習名を明確に示す）

(更新申請要件)

第4条 更新申請要件は、第2条に準ずる。

(更新申請手続き)

第5条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の更新申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は以下の書類を本会に提出する。

- (1) MTDLP 推進協力(強化)校認定申請書(別記第2号様式)
- (2) 申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス(様式は任意)

(移行措置)

第6条 本制度規程及び細則施行以前に MTDLP 推進協力校であった作業療法士学校養成施設が本制度に移行する際の手続きは次の各号による。

- (1) 2020 年度以前にすでに MTDLP 推進協力校 B 又は C として更新手続き済みの作業療法士学校養成施設は、MTDLP 推進協力校として自動移行し、本会が作業療法士学校養成施設にその旨を連絡する。
- (2) 2020 年度以前にすでに MTDLP 推進協力校 A として更新手続き済みの作業療法士学校養成施設は、MTDLP 推進協力強化校として自動移行し、本会が作業療法士学校養成施設にその旨を連絡する。
- (3) 2020 年度の更新手続きが未実施の作業療法士学校養成施設には、本会が作業療法士学校養成施設に更新申請手続きについて説明し、移行を促す。この場合、新しい更新申請書を用いる。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この細則は、2020 年 11 月 28 日から施行する。

別記第1号様式 MTDLP 推進協力(強化)校認定申請書(新規申請用)

別記第2号様式 MTDLP 推進協力(強化)校認定申請書(更新申請用)

(一社)日本作業療法士協会会長 様

生活行為向上マネジメント推進協力(強化)校認定申請書(新規申請用)

養成校名
学科(専攻)長 印
報告書作成者
連絡先電話番号
連絡先E-Mail

本校は、一般社団法人日本作業療法士協会生活行為向上マネジメント(以下、MTDLP)推進協力校認定制度規程に基づき、MTDLP推進協力(強化)校としての認定を申請します。

1. 養成校の要件

必須 WFOT認定校であること

WFOT認定日	年 月
---------	-----

2. 専任教員の要件

必須 専任教員6名以上在籍・全員が日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会の会員である(認定作業療法士は氏名に○を付けること)

会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名

3. 本年度MTDLP教育内容の提出(シラバス等を別途添付すること)

※MTDLP教育内容は、MTDLP概論・模擬事例演習内容に準拠したものとする。科目名や時間数は任意だが、どの講義・演習がMTDLP教育に該当するかは明確にすること。

	講座名	コマ数	会員番号	担当専任教員氏名
概論				
演習				

4. 都道府県作業療法士会主催のMTDLP研修会に協力していること

必須 一昨年度・昨年度実績として下記①～③のうち1つ以上

都道府県士会MTDLP研修会への協力内容	実施に○
①MTDLP研修会の会場を提供している	
②MTDLP研修会の講師・ファシリテーターとして協力している	
③MTDLP研修会の事務・運営に協力している	

5. 臨床実習(4週間以上の臨床実習)でMTDLP利用を推進していること

必須 ①、②のいずれかを満たすこと

臨床実習でMTDLP利用を推進しているか	実施に○
①一昨年度の臨床実習で30%以上の学生がMTDLPを活用した。	
②昨年度の臨床実習予定施設のうち50%以上の施設に対し、学生がMTDLPを活用できるよう臨床実習指導者へ働きかけている。	

6. 専任教員がMTDLP研修を履修していること

必須 ①、②を満たすこと

①基礎研修修了者がMTDLP概論・模擬事例演習を担当すること

②基礎研修修了者が3名以上、もしくは実践者研修修了者(または指導者)が1名以上在籍していること

会員番号	氏名	修了状況	会員番号	氏名	修了状況
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者

MTDLP推進協力強化校の認定申請を希望する場合は、以下をご記入下さい

MTDLP推進協力強化校 申請要件(MTDLP推進協力校認定制度規程細則第2条2)

7. 上記1～6の項目をすべて満たしている。

8. 特筆すべき内容のMTDLP教育を行っており、その内容や成果を他養成校へ伝えることができる。

特筆すべき教育の成果や教育内容を以下に記入する(別紙添付でも可)。

(一社)日本作業療法士協会会長 様

生活行為向上マネジメント推進協力(強化)校認定申請書(更新申請用)

養成校名			
住所			
担当者名		担当者メール	

本年度、MTDLP推進協力(強化)校としての申請を (該当するものに☑する)	<input type="checkbox"/> 更新する。前回の申請内容、基準に変更なし(以下、記載の必要なし)
	<input type="checkbox"/> 更新する。前回の申請内容に変更あり(変更点を記入する)
	<input type="checkbox"/> 更新する。基準に変更あり(変更点を記入する)
	<input type="checkbox"/> 更新はしない(記載の必要なし)

	要件	要件満たす (または該当) に○	基準など			
1	WFOT認定校である		_____年度～			
2	専任教員の要件 (①～③すべてを満たす) 以下に教員氏名と協会会員番号を記入する	①	専任教員6名以上在籍			
		②	全員が日本作業療法士協会の会員である			
		③	全員が都道府県作業療法士会の会員である			
	会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名
氏名の後ろに、MTDLP研修修了状況(基礎研修修了者は基、実践者研修修了者は実、指導者は指)を記載する						
3	MTDLP教育内容の提出		※当年度シラバスを別紙添付			
4	士会等への研修協力(前年度実績①～③の1つ以上を満たすこと)	①	MTDLP研修会の会場を提供している			
		②	MTDLP研修会の講師・ファシリテーターとして協力している			
		③	MTDLP研修会の事務・運営に協力している			
5	臨床実習(①、②のいずれかを満たすこと)	①	一昨年度の臨床実習で30%以上の学生がMTDLPを活用した			
		②	昨年度の臨床実習予定施設の50%以上に学生がMTDLPを活用できるよう働きかけた			
6	専任教員のMTDLP研修履修(①、②を満たすこと)	①	基礎研修修了者がMTDLP概論・模擬事例演習を担当している			
		②	基礎研修修了者が3名以上、もしくは実践者研修修了者(または指導者)が1名以上在籍している			
7	特筆すべき取り組みの伝達について		※内容を別紙記載し、添付すること			
申請基準	<input type="checkbox"/> MTDLP推進協力校		<input type="checkbox"/> MTDLP推進協力強化校			